

2021年2月定例議会 一般質問

件名1	小学校における郷土教育について
要旨①	郷土学習の現状について
質問	<p>これまで、一般質問にて、内藤丈草、相馬半治といった犬山市ゆかりの著名人について、たびたび触れられてきました。こうした方々を通じて、犬山の良さや歴史を知ることは重要なことです。現在、犬山市では、社会科の副読本として市が発行している「わたしたちのまち犬山」や県が発行している「だいすき大愛知」が活用されています。私の子供のころは、「郷土読本犬山」や「のびゆく大愛知」といったものがあり、民話として先生から聞いた「山姥物語」や「こぼれ土」「せいくらべ」などは、強烈に頭に残っています。子どもの頃から、犬山市の歴史や文化に慣れ親しむことは、将来にわたっての郷土愛に繋がり、大変重要なことと考えます。そこで、小学校在学中に、何年生で、どういったことを、どれくらいの時間を掛けているのかなど、郷土学習の概要について お示しください。</p>
回答	<p>ご指摘いただいたとおり、犬山市教育委員会作成の「わたしたちのまち犬山」、愛知県社会科教育研究会作成の「だいすき大愛知」は小学校中学年で活用していますが、学校ごと、教科担任ごとの裁量で使用頻度が変わっていますので、一律の回答はできません。</p> <p>標準的には、小学校の3年生で、週2時間、年間70時間の社会科の時間全てで「わたしたちのまち犬山」を使っています。教材は全て犬山市内の物を取り入れ、犬山の生活・文化・産業などを学びます。4年生では、「だいすき大愛知」を、愛知県の地域教材として、学年後半の単元を中心に活用しています。学校によっては、社会科の全ての時間にあたる年間90時間使っているところもあり、「特色ある地域と人々の暮らし」の単元で、見開き4ページに渡って、当市の城下町・犬山祭・文化財保存などについて紹介されています。</p>
再質問	<p>ここで、再質問させていただきます。先程、ご紹介した副読本「わたしたちのまち犬山」を拝見しましたが、「鶉飼いや愛知用水」については、あまり記述がないように感じました。郷土学習のうち、「木曾川うかい」及び「愛知用水」の2点について、何年生でどういったことを教えているのかなど、お聞きます。</p>
回答	<p>愛知用水については、4年生で「だいすき大愛知」の「郷土の伝統・文化と先人の働き」という単元で、12時間ほど取り入れられています。学校によっては、愛知用水ではなく、より身近な入鹿用水を題材にしていますので、愛知用水の取扱時間は一律ではありません。</p> <p>木曾川うかいについては、「わたしたちのまち犬山」でふるさとの文化財の資料として紹介しています。学校によっては、社会科の時間、総合的な学習の時間、まち探検で取り扱っています。ご質問とは少しそれるかもしれませんが、中学校の職場体験で活用した実績もあります。</p>
要旨②	木曾川うかい体験学習への支援について
質問	<p>木曾川うかいについて、ふるさとの文化財の資料として紹介しているといった回答がありました。が、もっとも効果的な学びは、体験学習です。まさに、「百聞は一見にしかず」です。実は、現在、木曾川観光株式会社では、小学校の一定学年で、児童全員を平日の「昼うかい」に、毎年無料で招待してはどうか、ということを検討してみえます。</p> <p>うかい観覧事業の主体は木曾川観光ということですので、最終決定はこの会社に委ねられ、初年度は、試行的なことになるかもしれませんが、実現すれば、画期的な取り組みと思っています。ここで、課題となるのが、各学校から乗船場までの移動手段の確保です。</p> <p>北小学校や少し遠くなりますが、西小学校ならば、直接徒歩で乗り場まで行くことは可能ですが、その他の小学校は、少し工夫が必要です。そこで、市の福祉バス活用、コミバスの無料乗車などが考えられます。こうした、市として可能と思われる支援を求めますが、いかがでしょうか。また、平日の昼うかい体験そのものについての教育担当部署の見解についても、併せてお尋ねします。</p>
回答	<p>木曾川観光株式会社の貴重な申し出は学校に伝えさせていただきます。うかい体験と、間もなく整備完了の東之宮古墳を結び付ければ、魅力的な遠足コースになるかもしれません。</p> <p>正式に事業計画をお示しいただいた折には、学校にご紹介することができると思います。</p> <p>遠足であれば、交通費は保護者負担で実施していますので移動手段の問題は解決できると思います。福祉バスの利用については、利用規則がありますが、それを満たすことができる学校には、使用を認めることができると考えます。コミュニティバスの利用には、乗車定員の問題が大変大きく関わってきます。加えて、運行時間・経路によって、学校の行事計画に支障が出る可能性がありますので、利用は難しいのではないかと考えます。しかしながら、長期休業中に、小中学生に希望を募って実施するのであれば、今年度もコミュニティバスの無料乗車券を発行していますので、乗船場までの移動手段の問題は解決することができると思います。</p> <p>平日の昼うかいの体験については、地域に根ざした文化や歴史を学ぶ場としてよい教材になり得ると考えますが、学校ごとの計画に従って進めるべきことですので、学校の意思を尊重したいと考えます。</p>

要旨③	21創造運動について
質問	<p>21創造運動とは、全国組織である水土里ネット、正式名は、「全国 土地改良事業団体連合会」といいますが、ここが統括する『21世紀土地改良区創造運動』のことです。内容は、土地改良区として新たな時代の活動について考え、これまで土地改良区が果たしてきた役割などを地域の人たちに紹介し、地域の皆さんと共に、ふるさとを創っていくことを目的とした運動です。犬山市は、入鹿用土地改良区、木津用土地改良区など、大きく言って、7つ程の改良区と関わりを持っており、このうち、愛知用水は、私の住む城東地区の一部地域 約36.2ヘクタールの灌漑受益地を有しています。</p> <p>先程、要旨①で、小学校における愛知用水学習についてお聞きしましたが、実は、今年9月に、愛知用水通水60周年の節目を迎えます。ご承知かと思いますが、愛知用水は、わが国初の大規模総合開発の国家プロジェクトとして、昭和32年度に工事着手し、36年度まで、わずか5年で完成した幹線水路 総延長 約112キロメートルの用水路です。この他にも、小学生でも興味深く学ぶべきことが、多くあります。愛知用水土地改良区では、直接小学校に出向き、プロジェクターを用いた出前授業などを行っていますので、この機会に、積極的に活用してはどうかと考えます。また、その調整等を、学校教育課で、担っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。当局の考えをお尋ねします。</p>
回答	<p>愛知用水を題材にしている学校・教科担任はいますので、関係者を交えての授業は効果的であると考えます。授業内容や提供できる教材を学校にお示しし、授業構想に盛り込むことができると判断すれば、実施に向けて進むと考えますので、資料のご提供をお願いできれば幸いです。市教育委員会としては、提供いただいた資料を校長会等で直接学校に届けていくことでお手伝いをしたいと考えます。</p>
コメント	<p>答弁ありがとうございます。愛知用水土地改良区では、南知多町豊浜小学校、大府市共和西小学校など、多くの小学校での実績も資料もあります。また、NHK放送のプロジェクトX録画ビデオなども、お持ちです。いずれにせよ、積極的に取り組んでいただければ、理解いたしましたので、愛知用水土地改良区事務局に、この旨お伝えしたいと思います。</p>
件名2	デジタル町内会への展望について
要旨①	過渡期における対応について
質問	<p>施政方針にて、デジタル町内会構築に向けて、モデル地区による実証実験を開始し、本格運用への方向性が示されました。また、今年の1月下旬には、詳しい資料が市内各町内の回覧に付され、1世帯3人まで、登録できることや4月30日までがモデル町内会の募集期間となっていることなどが、記載されていました。更に詳しい資料を担当課から戴き、読ませていただきましたところ、初期設定費用6万円は、株式会社CPUが提供する「結ネット」というアプリケーションを活用するための経費であることなど、大まかな概要は理解できましたが、この他にも、聞きたいことが何点もありました。この場では、将来的展望などについて、お聞きしたいと思います。</p> <p>デジタル町内会は、市として、町内会の事務的な負担を軽減するための、必要な取組であると理解しますし、個人的にも応援したいと思っています。しかしながら、デジタル化に完全移行するには、まだまだ歳月を要すると思われませんが、こうした過渡期における対応、すなわち紙ベースの配布をどうしていくか。についての、考え方について、お尋ねします。また、デジタル化することによって、町内の人間関係が疎遠になるのではないかと、というご意見もありますが、どう考えておられるのか、お尋ねします。</p>
回答	<p>デジタル町内会の狙いは、町内会運営の業務のうち、事務的な部分をデジタル化することによって生み出された時間や労力を町内の地域活動に転換して、コミュニティの活性化につなげていくことであり、この事業最大の目的です。そのため、モデル町内会の選定にあつては、そういった主旨を丁寧に説明させていただきながら、令和3年7月から4年度末までの実証実験にご参加いただける町内会を募集しているところです。導入にあたっては、町内会ごとの規模や世帯構成等、実情が異なることから、個別の課題への対応も必要と考えており、まずはモデル運用の中で、町内会からの意見聴取や検証をしながら進めることとしています。また、モデル町内会の中には、スマートフォン等の使用が不慣れな方や、使えないため参加できないという世帯もあるかと思いますが、従来の紙ベースによる情報伝達も並行して進める想定をしています。ただし、そういった方々に対しては、徐々に紙からデジタルに移行していただければ、地域においてスマートフォン教室等の支援を合わせて行う予定です。こうした支援の他、例えば、町内会の中でデジタル機器の普及促進に向けた取り組みの場が、世代を超えた交流のきっかけになること等も期待しているところです。いずれにしても、始めに申し上げたとおり、地域の活性化につなげるという目的の中で、住民同士もつながるような事業展開を図ってまいります。</p>

要旨②	行政事務委託料について
質問	町会長への事務委託料として、毎年約4,500万円程度の予算が計上されていますが、この予算枠を維持しつつ順次移行していくということと理解しています。委託料総額を一定枠とした場合、私としては、先進的な町内と何もしない町内に差を付けつつ事業を推進する必要があると思います。とは云うものの、令和元年度に市が実施した「町内会意識調査」の『今後、広報等がポスティングなどで町内会を通じて配布しなくなった場合、委託料の見直しが必要になるが、どう思うか。』という「問い」に対する回答を見てみますと、「委託料が減ると困るので、今まで通り町内会を通じての配布して欲しい」という回答が40.1%、「委託料が少なくなるが、町内会を通じての配布はやめて欲しい」が、32%ということで、非常に、悩ましい課題であると認識しています。敢えて、お尋ねいたします。現時点で、デジタル化の本格運用に合わせ、委託料の全体引き下げについての考えをお持ちかどうか、或いは、町会長委託料の将来的考え方について、お尋ねします。
回答	行政連絡事務等委託料は、市からの広報や回覧文書の配布、町内掲示板の管理等の業務に対する委託料として、町会長へ支出しています。来年度予定していますデジタル町内会のモデル事業の経費は、市で負担することとしていますが、その後、実際に運用を始める段階では、各町内会において、初期設定費や世帯数に応じた利用料金等の費用負担が必要となります。こうした新たな経費が発生する一方で、広報・回覧等の仕分けや配布に係る経費は、減額することになりますので、今回のデジタル化に伴う直接的・間接的な経費と、紙での対応が必要な経費を積算根拠として算出することになります。そのため、モデル事業を実施する中で、それらの経費についても検証し、必要な組み替え等による見直しを本格運用までに整えたいと考えています。なお、今後の委託料の考え方については、デジタル化の有無に関係なく、定期的に各町内会の実態に即した適正な支出であるかの検証を行い、必要に応じ見直しを進めてまいります。
要旨③	デジタル町内会の目指すイメージ等について
質問	要旨③「デジタル町内会の目指すイメージ等」と云うことで、市長に、お聞きしたいと思います。私も、これからの時代を見据えた場合、町内業務をデジタル化していくことは、必須であり、スピード感を持って、取り組まなければならない課題であると思います。山田市長は、市長当選当初からICTを積極的に活用した政策を進めておられますし、デジタル機器も使いこなして、情報を自ら発信してみえます。そこで、市長の目指すデジタル町内会への思いや実現イメージ、将来像などについて、お伺いしたいと思います。また、これに関連して、もう一点、お聞きしたいと思います。国においては、今年秋までに、デジタル庁が新設されることになっていきますし、愛知県についても、4月からDX推進室を設置することによって、今後ますますデジタル化が加速すると思いますが、こうした動きを、どう受け止め、どう対応していくお考えなのか、お伺いします。よろしくお伺いいたします。
回答	ICT技術というのは、本当に日進月歩ですが、こういった技術は使えないという人もあるので、そういった方々への寄り添いというのは不可欠で、できる限りみんながそういった恩恵を受けられることが大事じゃないかと思えます。なので、市役所そのものがデジタル技術の一つの手段として、施策展開の在り方も含めて考えていかなきゃいけないというのは、私にとっての大事な政策テーマでもありました。そうした中で、私は市民サービス革命ということを申し上げております。いろんな諸手続のオンライン化であったり、キャッシュレス化であったり、ワンストップ化であったり、そういった諸々の行政サービスの展開も、情報技術を使うことによって、本当に便利で簡単に分かりやすくできる、それが市民の皆さんの満足度にもつながる。そういうことをやっぱり実現していくために、情報技術を活用していくというのが、まず前提にあります。一方、市役所の中だけでもいいませんので、やはり社会全体の取組ということ言えば、身近な皆さんの地域コミュニティにおいても、そういった情報技術を活用して、もっと便利な社会になっていくといいよね、というところで町内会というのにも一つ焦点を当てたということです。一つも手が挙がらないと格好がつかないから、行政として何となくどこかの町内をお願いしていくような、そういう形をとるケースというのが、一般論として起こり得るんですけども、私としては、地域に対する問題提起という意味も非常に含まれていますので、地域の中に議論が広がっていくということが、仮に今回の募集で手が挙がらずにゼロだったとしても、次につながっていく効果というのはあるんじゃないかと思っています。地域のデジタル町内会が進められるように、私どもとしてもしっかりと展開をしていきたい、支援をしていきたいと思っています。それから、後段のご質問です。国も県も専門部署を創っているが、市としての組織体制というのをどう考えるんだと、こういうご指摘だったと思います。実は、機構改革をマイナーチェンジさせていただいたのですが、かつては情報管理課という名称だったんですが、管理ではなくて、もっと能動的に展開していくために、「情報政策課だ」ということで、課の名称を変えさせていただきました。市役所の中で、この市民サービス革命だとか、いわゆるデジタル関連のことというのは、かつて情報管理に核になっていただいて展開をしていましたので、国のデジタル庁に先駆けて、デジタルという名称ではありませんけれども、情報政策ということで、情報政策課が中心になって進めるという意思表示といいますか、そういうことを機構改革の折にさせていただいたというふうに思っておりますので、情報政策課を中心に、さらに市民の皆さんにとって便利で分かりやすい丁寧な、そういったサービスにつながるよう努力していきたいと思っております。

2021年6月定例議会 一般質問

件名1	市の土木要望について
要旨①	昨年度の件数と実施率について
質問	<p>犬山市は、土木常設員制度を導入し、市民や町内会からの土木要望は、こうした方々を通じて、市に提出されることになっており、個人的には、良い制度と思っています。市内には、確か、44人の土木常設員が配置され、地元のパイプ役として、日頃から地域の為、ご尽力されておみえになります。まずもって、こうした役員の皆様のご努力に感謝を申し上げたいと思います。そして、「何処どこの、側溝に蓋をして貰い助かった」とか「街路灯が設置され明るくなった」といった、数多くのポジティブ意見を聞く一方で、「なかなかやって貰えない。」というネガティブな反応も、寄せられます。そこで、要旨1点目として、昨年度における年間要望件数等の概要と実施率についてお伺いします。</p>
回答	<p>昨年度、地元から要望書として提出された土木要望の総数は1,282件ありました。その中には、県や警察などが事業主体となるものが185件含まれており、それを除きますと犬山市への要望は1,097件になります。そのうち、実施できたものについては704件で、要望数に対する実施率は64.2%でした。要望数の内訳として、道路に関するもの、水路に関するもの、公園に関するものの3つに分類しますと、道路が795件、水路が214件、公園が88件となっています。具体的な内容として道路要望では、道路の新設や拡幅、舗装や側溝の修繕、安全施設や街路灯の設置及び修繕、除草や街路樹剪定などがあり、実施できたものが524件で実施率は65.9%、水路要望については、河川・用水路・排水路・ため池などの修繕、草刈や浚渫などがあり、実施できたものが103件で実施率は48.1%、公園要望については、遊具・ベンチ・フェンスなど施設の修繕、樹木の剪定や消毒などがあり、実施できたものが77件で実施率は87.5%でありました。</p>
要旨②	実施できていない要望の内容について
質問	<p>実施率が64.2パーセントということですので、ほぼ、例年並みということで理解いたしました。この率が高いのか、低いのか ということについては、予算の関係もあるため、何ともいえませんが、ここで、市民にとって、一番気になることは、なぜ実施ができなかったのか、ということです。それぞれの、土木常設員さんへは、毎年、理由を含めて、個別に報告されていると思いますので、ある程度、理解はされているものと思いますが、ここで、要旨2点目として、市全体としての令和2年度に実施できなかった土木要望について、実施できなかった理由ごとに分類した件数をお尋ねします。</p>
回答	<p>昨年度実施できなかった土木要望は393件あります。土木要望の実施にあたっては、道路の通行に支障があるものや、河川、水路の水の流れを阻害しているなど緊急的な対応が必要なものを優先しており、その他の土木施設における快適性や利便性の向上を目的としたものは、規模や地元の優先順位などを考慮した上で、実施するか否かの判断をおこなっております。その中で、経過観察と判断した案件が237件と半数以上を占めています。</p> <p>また、そのほかの内訳としては、地域の関係者や河川、鉄道など関係機関との協議や、別途測量や調査が必要となるなど、事業実施における調整事項が多く、その年度内に完了できない案件が43件。道路や排水路の新設要望、道路舗装の全面改修要望など事業の規模が大きく、予算措置や実施期間などについて特別な検討を要する案件が113件となっております。いずれにしても、実施できなかった要望については、今後取り扱わないとするのではなく、次年度以降も要望があれば、継続案件として検討してまいります。</p>
コメント	<p>答弁ありがとうございます。経過観察とは、いったい、いつまでなのか、なぜ、経過観察なのか。こういったことについては、後日改めて、個別に協議させていただくこととして、これ以上、質問は致しませんが、1点 指摘をさせていただきます。</p> <p>今回、質問をするにあたり、当局とヒアリングを行う中で、例えば、農道の未舗装道路の舗装などは、『実施しない』ということでした。先程、都市整備部長から答弁があった分類では、経過観察とした237件、或いは、予算規模が大きく、措置などに別途協議が必要な113件に含まれると推察いたします。私も長い間、行政マンでしたので、こうした『市内部の方針や方向性により、実施しない』という判断は、十分理解できますが、例えば、農道に、今は分家住宅が1軒のみということであっても、いずれ住宅が立ち並んできた場合は、舗装をすることも考える必要があります。そうした状況を考えますと、一律「その土木要望はできない。」というのではなく、例えば道路延長の4割以上に宅地が接続した場合は、舗装候補として検討するなど、何らかの基準を持っていないと、市として、立っておれない と考えます。「できない基準」より、「こうなったら可能性があるという基準」の方が、市民目線からみると、より理解し易いのではないかと思います。市民への説明責任をきちり果たすためにも、ある程度の明文化した緩やかな基準を設け、これを開示する必要があるということを、申し上げたいと思います。</p>

件名2	改正バリアフリー法について
要旨①	改正内容の概要について
質問	バリアフリーとは、元々は建築用語ということですが、40年前の私が建築を学んでいた時代はあまり耳にしませんでした。道路や建築物などの物理的な障壁を「フリー」、すなわち除去することですが、現在は、障害のある人や高齢者だけではなく、あらゆる「人の社会参加を困難にしているもの」を取り除くということで、用いられます。今回の法改正は、これまでのバリアフリー新法をより実践しやすくするための具体策を示したものとされています。そこで、確認の意味も含め、要旨1点目として、改正内容の概要について、お聞きします。
回答	令和2年6月19日及び令和3年4月1日の2段階で施行された、バリアフリー法の改正内容については、大きく3点あると認識しています。1点目は、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化で、公共交通事業者等に対し、スロープ板の適切な操作などの役務の提供に関する適合義務が課せられたことです。2点目は、国民に向けた広報啓発の取り組み推進で、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、「車両の優先席、車いす用駐車施設、障害者用トイレ」など、真に必要な方が利用できるよう、一般利用者に対して、適正な利用が図られるよう啓発することや、様々な心身の特性や考え方を持つ、すべての人々が相互に理解を深め支えあう「心のバリアフリー」を推進することなどです。そして、3点目は、バリアフリー基準適合義務の対象拡大で、バリアフリー基準の適合義務がある建築物に、これまでの不特定多数の利用者がある、病院やホテルなどに加え、公立小中学校が追加されたことや、同じく適合義務がある道路に、バス等の旅客の乗降のための道路施設が追加されたことなどです。
要旨②	犬山市の基本構想作成について
質問	先程、いくつかの課題が顕在化してきたため、と申し上げましたが、これらの課題の一つに、そもそも重点整備地区の設定の前段階である市町村の基本構想が作成されていないことで、地域のバリアフリー化がなかなか進まないことが、国交省のホームページで、挙げられています。そして、今年の3月末時点で、策定済の市町村は全国で309ということですが、全国、約1700自治体から見ると、20%にも満たないということになります。これまでの色々な国の施策の流れから察しますと、何か新しい国の補助金を得ようとする、計画策定が条件になるということが、想定されます。そして、今回の改正で、都道府県によるサポートや制度作成経費の支援などが、盛り込まれていますが、今後市として、策定の予定があるのか、お尋ねします。
回答	地域のバリアフリーがなかなか進まないのご指摘ですが、国土交通省によると、平成30年度末時点においての、1日あたりの利用者数が3,000人以上の旅客施設を対象としたバリアフリー化率で、段差解消については90%、障害者用トイレの設置については87%となっており、全国的にバリアフリー化は進んでいると感じます。当市においても、犬山駅周辺において、視覚障害者用ブロックの設置や段差解消について整備が完了していることや、東西連絡橋及び駅構内を含めたエスカレーターやエレベーター、身障者用トイレの設置も完了しており、名古屋鉄道と連携しながらバリアフリー化を推進してきました。ご質問の基本構想については、旅客施設などにおいて、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するために作成するものであります。従いまして、これまでの整備状況から、現時点で基本構想の策定の予定はありません。しかしながら、今後、面的なバリアフリー化を進める際には、ハード対策だけでなく、役務の提供や心のバリアフリーなどのソフト対策についても配慮していく必要があるため、法改正の趣旨を踏まえ、基本構想を策定することについても検討していく必要があると考えています。
要旨③	市への影響について
質問	続いて、お聞きします。この法改正を色々自分なりに調べてみましたが、実は、内容が多くの省庁に関係しており、具体的な部分が見えてきませんでした。省庁によっては、既に通知や通達が届いているかもしれませんが、こうしたことを踏まえ、今後、市に降りかかってくる影響そして、その対応について、特に関係があると思われる「都市計画課、整備課、防災交通課、学校教育課の4課3部」について、お尋ねします。
回答	始めに都市整備部については、ハード整備が関係しますが、バリアフリー基準適合義務の施設に、バス等の旅客の乗降のための道路施設が追加されたことから、このような施設を新しく整備する際には配慮が必要となりますが、現時点では整備予定がないため、特段の影響はないものと考えています。市民部については、公共交通事業者として、コミュニティバス事業が関係します。ハード面では、今後、バスを更新する際に車椅子のスペースを確保することや運行情報を車両に表示することなど従来どおりとなりますが、ソフト面では、障害者の方や高齢者の方などが利用しやすいよう、乗務員が乗降の介助をしたり、聴覚障害者のために筆記用具を用意したりするなど、心のバリアフリー化を推進していく対応が求められます。今後は、バス運転手の「法律の趣旨に基づいた接遇向上」に努めていく必要がありますが、現時点において、財政面での特段の影響はないものと考えています。最後に教育部についてです。学校施設では、法施行日以降に2,000坪以上の公立小中学校を建設する際には、バリアフリー法に適合することが義務化されましたが、今後も小中学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的に改修整備をすすめると共に、以前より、建て替え等の場合には同様の内容である愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条

例)に適合するよう整備していますので、影響はありません。今後も、長寿命化計画に基づく校舎の建て替え等に合わせ、法令に適合するよう整備を進めてまいります。また、施設の整備が進んできたこともあり、障害を持つ児童生徒が、市内の学校への通学を希望する人数は、増加傾向にあります。小中学校では、道徳や総合的な学習の中で、障害者に対する理解や思いや리를培う、ソフト面での支援について学習していますので、同じ学校に通い、障害を持つ児童生徒と共に学び合うことが、「心のバリアフリー」の推進につながる機会となっています。

2021年9月定例議会 一般質問

件名1	改正民法の施行について
要旨①	令和5年成人式の考え方について
質問	成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が来年4月1日から施行されます。そして、この改正民法が施行されることに伴い、きたる令和5年には20歳、19歳、18歳の3学年の方がまとめて成人を迎えることとなります。そして、初年度のみのことではありますが、全国的に見た場合、18歳から20歳の3学年まとめて成人式を行うところもあるようです。犬山市は、全国に先駆けて、成人式の方法を、新成人の主体性に任せた方式とし、文化スポーツ課が窓口となって、行っています。犬山市で、もし、3学年同時開催となると、課題となるのが、会場の問題です。会場設定や予算措置などを想定すると、既に検討すべき時期かと思っています。そこで、初年度の成人式はどうするのか。どのような方向性を持っているのか、或いは、今後の在り方についての考えをお尋ねします。
回答	本市における成人式は、今から20年前の2001年1月から、市主催ではなく、新成人自らが実行委員会を組織し、会費制で「新成人の集い」として開催してきました。新成人自らの企画運営によるこの集いは、年間を通じた清掃ボランティアなどの地域貢献活動も含め、全国の優れた成人式の取り組みを審査する「新成人研究会」からも毎年高い評価を得ているほか、平成28年には、「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」において内閣総理大臣賞を受賞しています。民法の改正により、2022年4月から成人年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられますが、成人式の時期やあり方に関しては、現在法律による決まりがなく、実施機関の判断に委ねられています。そのため、4年前の平成30年度に新成人の集いを主催する実行委員会や歴代の実行委員会経験者からなる実行委員会応援団において、集いをどのように開催していくのか、その意義や在り方について、度重なる議論が行われました。そして、議論の結果、実行委員会は、今後も20歳の時に「集い」を開催することとし、それに伴い名称を「犬山新成人の集い」から「犬山二十歳の集い」と名称を改めることを決定したため、本市としても実行委員会の判断を尊重していきます。
再質問	犬山市の場合は、従来通り「はたちのつどい」として、20歳になる時点で、該当者を対象としてイベントを開催するというので、理解をいたしました。私も、これを支持したいと考えますが、再質問をさせていただきます。少し、話は変わりますが、毎年1月になると全国での式典の様子とともに、新成人のインタビューが報道されます。『式典を迎え、身が引き締まる思い』とか、『これからは大人として自覚を持って』といった言葉がよく聞かれます。こうしたことから考えると、20歳になった時に開催される式典とは別に、18歳になった節目として何らかの区切りを、してあげることが必要かな と思います。例えば、成人を迎える方々に、市長メッセージのようなカードを送付し、できれば、500円程度のクオカードを同封するなど、何らかのアクションがあれば、より一層自覚を持っていただけるのではないのでしょうか。新成人1学年800人程度で、1人予算1,000円程として、80万円程度予算が伴いますが、実施して頂ければと思います。いかがでしょうか。
回答	本市では、「犬山の子は犬山で育てる」のスローガンのもと、あいさつ運動や見守り等、地域全体で青少年の健全育成に取り組んでいます。集いは二十歳の時に開催しますが、成人となる18歳の節目の年にも、成人の門出を市としてお祝いすることは、今後地域の原動力となる青少年に、よい効果をもたらしていくと考えます。祝意を表す方法はいろいろありますが、「記念品」や「金券」ではなく、18歳を迎える方に、郷土への愛着を育んでもらい、輝かしい未来に挑戦してもらえるよう、心のこもったメッセージを送ることなど、犬山二十歳の集い実行委員会や応援団の意見も参考にしながら、検討してまいります。
コメント	メッセージを送ることも含めて検討していただけるということですので、期待したいと思います。
件名2	市街化調整区域の定住促進について
要旨①	優良田園住宅が進まない理由は何か
質問	犬山市では、市街化調整区域の既存集落における定住人口の維持や地域コミュニティの向上を図るため、平成31年4月1日より「優良田園住宅」の施策を展開しています。敷地面積300平方メートルとか、敷地境界線からの離隔距離や緑化率20パーセントといった、制約はあるものの、当市の特色を活かした良い制度であると思っています。しかしながら、残念なことに制度発足以来これまでに、この優良田園住宅として許可を得て、建物が建築されたという実績は無いと認識しています。県内には、当市の他、新城市とみよし市が同様の制度を持っていると思いますが、そこで、まず、1点目として、これら県内の市町の実績と2点目として、犬山市で進んでいない理由又は原因は、何なのかについてお尋ねします。

回答 この制度は全国で57市町村、県下では、本市のほかでは、新城市とみよし市が平成24年度に制度を創設しています。実績について全国では、平成10年の法制定後、23年経過しましたが、これまで29市町村で822戸、ここ5年間では、6市町村75戸にとどまっています。新城市及びみよし市についても、実績はないと聞いており、全国的にも積極的な活用ができていない制度です。犬山市においては、平成31年度に、制度を創設し、併せて犬山の特徴を活かし、新城・みよしには無い「一区画のみの住宅」でも許可できる特徴を持った基本方針を定めておりますが、現在まで事前相談が2件あったものの残念ながら建設に至った実績はありません。犬山市で進んでいない理由については、全国的にも活用が進んでいないことから、大きな理由は、法律で規定されている敷地の最低面積300㎡以上、建ぺい率の最高限度30%、容積率の最高限度40%の制限などが、消費者に受け入れられていないのではないかと考えます。

再質問 進まない理由として、法的な制限が最大ネックという答弁でした。確かに、建蔽率、容積率は、もう少し緩くてもいいかなとは思いますが、私としては、こうした制度の存在を、行政書士、ハウスメーカー、建築士などが知らないことが、大きな原因ではないかと、思っています。一戸建ての住宅を新築したい場合、お施主さんは、自分で関係法令を調べることは、まずしません。家を建てようとする場合は、先程、云いましたように一般的には、行政書士、ハウスメーカー、建築士などに相談します。そうした場合、こういった方々が、市街化調整区域内の開発や新築の許可要件にどれだけ精通しているかで、方向性や建築完了までの段取りが決まります。「農家などの分家住宅」や「既存集落内のやむを得ない自己用住宅」といった基準は、一般的に知れ渡っていますが、優良田園住宅となると、知らない方も多いのではないかと感じます。そこで、〇〇協会とか△△組合といった専門家の団体に対し、もっと積極的にPRすべきと考えますが、いかがでしょうか。

回答 優良田園住宅制度を広く知っていただくために、制度創設以降、対象となった栗栖、今井地区に対しては、住民説明会、相談会の開催や、制度を紹介するチラシの配布などを行ってきました。他にも、既に住宅相談などで協定を結んでいる宅建協会をはじめ、土地家屋調査士会、行政書士会などに対しても、総会や講演会などの機会に制度の紹介を行っており、建築士の団体である愛知県建築士会にもその方法について相談しているところです。その他、住宅メーカーなどに対しても、住宅商談会などと併せてこの制度を紹介いただくようお願いするなど様々なチャンネルを活用しながら、広く周知に努めています。このように、本制度を活用していただくには、まずは関係者に知ってもらうことの重要性は認識しており、現在もこのような周知活動を実施しておりますが、少しでも制度の活用に向け、今後も引き続き、粘り強い周知活動に努めて行きます。また、制度の活用には、土地の活用促進に向けた情報提供も重要と考えており、既に開設済みの空き家バンクを空き地についても活用できるように制度拡張を行い、土地の流通促進策としての取り組みも進めているところです。

コメント 答弁ありがとうございました。引き続き、周知に努めて頂きたいと思えます。

要旨② 優良田園住宅のエリア拡大について

質問 優良田園住宅として、市街化調整区域内での建築を可能とするためには、都市計画マスタープランへの位置づけとエリアの設定などが必要で、こうしたことから、現時点では、栗栖地区と今井地区が対象となっています。冒頭に申し上げました市街化調整区域の既存集落における定住人口の維持という観点から言いますと、入鹿地区や池野・神尾地区も同様ではないかと考えます。この件については、平成31年2月定例会にて、岡議員が触れられていますが、この時の光清部長の答弁では、状況を見ながら、検討を進めるということです。今のところ、栗栖地区や今井地区での実績が無いということで、躊躇されているのかもしれませんが、区域としての選択肢は多い方が良く考えます。そこで、優良田園住宅のエリアを入鹿地区や池野・神尾地区まで拡大すべきと改めて提言しますが、あれから2年経ちますので、再度当局の考えをお伺いします。

回答 池野小学校周辺については、都市計画マスタープランにおいて、栗栖地区・今井地区と同様のコミュニティ拠点に位置付けられており、学校を中心としたコミュニティの維持などの課題については、両地区と同様と認識しています。優良田園住宅制度は、市街化調整区域に住宅を建設する1つの選択肢ではありますが、全国的に活用事例は少なく、栗栖・今井の状況からも、その効果を検証していく必要はあると思えます。池野地区について、これらの状況を踏まえながら、現在、進めている次期都市計画マスタープランの策定の中で、課題解決の手法について、優良田園住宅制度も含め、検討していきたいと思えます。

コメント 優良田園住宅については、限界があるため、栗栖地区、今井地区での効果を検証しつつ、池野地区については、優良田園住宅制度も含め、何らかの手法を検討したいとの答弁がありましたので、今後を注視したいと思えます。

要旨③	都市計画法第34条11号に係る条例制定についての提言
質問	<p>私の住む城東エリアの前原地区は、住宅地や農地などが混在する、昔からの集落で、周りにはいわゆる兼業農家が多数あります。そして、最近よく耳にするのが、「自分は高齢化し、後継者も当てにできない為、土地を『もり』するのが大変」という言葉です。まとまった田んぼは、認定農業者に委託することも可能ですが、これとは別に、畑や山林があちこちにあり、草刈りだけでも大変ということです。昭和45年の線引き時点から市街化調整区域となっており、建築が抑制され、土地の有効活用ができないため、なんとかならないかということでもあります。そうした、農家の皆さんの声を代弁して、質問をいたします。宜しく願います。都市計画法の許可制度について、少し触れさせていただきます。市街化調整区域での建築は、難しいということは、皆さんもよく訊く言葉であると思います。この際、都市計画法の体系を知っていただきたいと思い、資料①を作成しましたので、随時、ご覧いただきたいと思います。市街化調整区域で家を建築する場合は、都市計画法第29条に基づく開発許可又は第43条に基づく新築許可が必要と規定されており、これが根拠法となっています。</p> <p>そして、同法の第34条若しくは同法施行令(資料一覧表の右側半分が施行令となっています。)第36条に、許可する場合の要件が示されています。要旨①や②で触れました「優良田園住宅」は、この都市計画法第34条12号の規定に関連して、犬山市条例が制定されており、許可可能ということです。このほか、同様の犬山市条例の制定により可能となったものは、羽黒馬道や塔野地下前田の企業誘致がありますし、市条例の制定は、伴わないですが、市が進めている商業集積ラインは、都市計画法34条9号の運用として認められ、これにより某有名コーヒー店が立地しました。これらとは別に、実は都市計画法第34条11号に関連して、条例を制定することによって、市街化調整区域内での宅地開発が緩和できることになっていますが、現在市の条例は存在しません。一方で、愛知県では、県条例が制定されていますが、残念ながら、犬山市は、市長が許可権を持つ事務処理市となっているため、適用はできないことになっています。参考までに、愛知県条例を、資料②として配布しましたので、ご覧いただきたいと思います。区域内農地面積が4ヘクタールを超えないことや敷地面積50m以内で50戸以上の建築物が連たんしている区域とか、幅員6m以上の道路が適当に配置され、6.5m以上の道路に接続されている区域 といった条件が、示されています。まさに、前原地区は、これらの要件に当てはまる区域と言えます。実は、現役時代(今から8～9年ほど前)から、この開発緩和措置を何とか犬山市でも活用したいと思い研究しましたが、当時は許可権者が愛知県知事ということで、県に相談しても、いわゆる「門前払い」状況でした。しかしながら、先程も少し触れましたが、犬山市は、平成28年度から、愛知県の権限移譲を受け、犬山市長が許可権者となっていますので、ある程度の市の裁量が認められるのは、当然のことと考えます。愛知県で既に示されている条例を、犬山市に適用するようにするという事ですので、市民にも説明し易いですし、特段の事務作業も伴わないと 推察します。是非、この際、都市計画法第34条11号に関して、まずは、県条例と同様の犬山市条例を制定し、市街化調整区域の定住促進に係る選択肢の一つに追加すべきと提言します。なお、条例を制定したからと言って、直ちに許可できるものではありません。個別の区域設定に当たっては、別途それなりの検討は必要となるため、まずは門戸を開く、市の総合計画風に言えば、「可能性の扉を開く。」ということですが、当局の考えをお伺いします。また、答弁にあたり、県内で、この11号による条例を規定し、運用している市町があれば、その自治体名を併せてお示しください。</p>
回答部長	<p>都市計画法第34条第11号は、条例で指定した区域において、市街化調整区域での住宅等の立地条件を緩和するもので、優良田園住宅制度と共に、市街化調整区域での定住施策として、市長の2期日選挙公約に位置付けられており、ロードマップに基づき、令和4年3月議会での条例制定を目指し、検討を行っているところです。指定できる区域としては、市街化区域に隣接、または近接していること、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していること、概ね50戸以上の建築物が連坦していることなどが、都市計画法で規定されています。これは、すでに相当程度、公共施設が整備されていることが、想定されており、開発行為が行われたとしても、スプロール対策上支障がないとの考えに基づくものであります。具体的な区域指定に関する要件は条例で定めることとなっており、愛知県では平成23年に条例制定しています。また県下の市町村の状況としては、本市と同じ事務処理市では江南市、稲沢市が、中核市としては岡崎市が、既に条例制定及び区域指定をおこなっており、県所管では新城市、岩倉市において区域指定されています。区域指定に関する具体的な要件につきまして、県条例では、農地の面積、道路の配置や、建築物の敷地面積の割合などが示されています。また、条例を制定しました各自治体につきましては、県条例の基準に準拠しつつ、各自治体の状況も反映させた内容としています。一方、本市では都市計画マスタープランの、全体構想において、鉄道駅周辺などを地区拠点、準地区拠点と位置付け、公共交通を軸とした身近な生活拠点と生活圏の形成を目指していることから、現在、こうした都市計画マスタープランで定めたまちづくりの方針を反映する形で、具体的な要件設定及び区域の範囲について絞り込みを行っており、今後、条例化を進めるとともに、対象地域の地元の方々の合意形成を図りながら、区域指定をしていく予定であります。</p>

回答
市長 小川議員には今回の質問を通じて、非常にいいところに光を当てていただいたなと思って、感謝しております。もっと家が建ちやすくてできないのかとか、そういうことを本当に漠然と思ってきました。それは調整区域であっても実は市街化区域であってもです。先ほど答弁にもあったように、条例制定に関しては、来年の3月を目指して準備しているところですが、ご承知のように、これただ条例制定するだけでは、具体的な話につながりませんので、当然、具体的な対象地区をどこにするのかということ視野に入れながら、可能性を探っていかなきゃいけないので、そういったことも並行して検討を進めている、さらに言うと、対象になったエリアについては、住宅の立地はしやすくなるけれども、当然そうすると、課税に対する影響というのはどうなるのかということもしっかりと分析をしていかなきゃいけません。その上で、対象地区の住民の皆さんには、きちっとメリット、デメリットというのを示した上で、コンセンサスを図って、流れを作っていくということも含めながら、この2期日に入ってからいろいろな準備活動の中で、検討を重ねてきたというような状況です。私としては、可能性をやっぱり閉ざすのではなくて、こういう制度を整えるということは、まさにこれが市の政策としての効果だというふうに思っていますので、こういったところの施策展開を我々がしっかりやって、少しでも家を建てたいという人が建てやすくなるような、そういう環境を整えていくことが大事だというふうに思っています。加えて、調整区域の話ではありませんが、市街化区域においても、やはりどちらかと言うと今まで住宅の立地ということは、ほとんど成り行き任せというか、そういう形で進んできましたけれども、私は市街化区域においても、そういった定住促進策というのが市として主体的に取り組むべきだという考え方を持っていました。特に地区計画区域内等は要望があったらやるよということではなくて、市としてこのエリアはしっかりと道路整備を主体的に進めて、立地促進を促したほうがいいというところについては、市が地元の要望のあるなしにかかわらず、主体的にやっていくということで、少しずつですけれども、そういった市街化区域内の道路整備のほうですね、着実に進めておりまして、そういったところは整備したところは確実に住宅が張りついてきていますので、地道なことでありますが、効果があるのかなと思っています。いずれにしても、調整区域であっても、それから市街化区域であっても、犬山で家を建てたい、住みたい、そういう人たちの希望にできるだけスムーズに、そして、そういった希望に添えるような、そういう施策展開を犬山市としてしっかりと準備していくことが大事だと思いますので、これからしっかりそういったことを積極的に取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願います。

コメント 市長も大変心強い答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。今具体的な対象地区を視野に入れという話もございました。ただ、都市整備部長の話の中で、鉄道駅周辺というような発言がございましたので、少し私としては気になっておりますが、そういったことも含めて後で市長が答弁されたように取り組んでいただけるものということで思っております。市街化調整区域のみならず、市街化区域についてもという発言が市長からございましたけれども、やはり私もそのとおりだと思っています。地区計画を設定してやっております。そして、道路整備を進めていくという話もございました。ぜひ積極的に進めていただきまして、市街化調整区域、市街化区域に限らず、小さい犬山というエリアでの云々ではなくて、これからはもう都市間競争です。ほかから犬山市へ住んでいただく、こういうことをぜひ念頭に置いていただきまして、行政に取り組んでいただきたいということを期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

2021年11月定例議会 一般質問

慣例により、11月議会は副議長が議長を務めることになっており、一般質問は行っていません。